

3 会財政の現状と課題

(1) 東弁の一般会計の全体像

東弁の一般会計の全体像は、末尾添付の収支計算書の内訳に記載の通りである。

これは、毎年度東弁の予算・決算で作成されている収支計算書の一般会計の科目を整理したものである。

(2) 具体的科目の説明

一般会計の科目のうち、重要と思われる具体的科目の推移は以下の通りである。

ア 事業活動収入

(ア) 事業活動収入のうち、会費収入の推移は、表 1 の通りである。

在会 50 年等による免除額増加がある一方、それを上回る新入会員入会により増加しているが、増加額自体は入会会員数減少に伴い減少の傾向にある。

個人会費のうち、一般会費は、表 2 の通り、71 期会員から期毎に段々弔式に増加していき、入会 5 年後に通常の会費となる。

また、2019 (令和元) 年 12 月より 65 期以降会員の会費が 5 年間の時限付で一律月額 2000 円減額されている。

なお、新人弁護士入会会員数の推移は、表 3 の通りであるが、2018 (平成 30) 年度以降、激減といえる程顕著に減少している。これは、2018 (平成 30) 年度に第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が全会員に対し会費を一律月額 2000 円減額する決議をしたことの影響が出ていると思われる。

【表 1 会費収入の推移】

2019 (令和元) 年度見込	2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度
15 億 3956 万円	15 億 0894 万円	14 億 4765 万円

【表 2 会費の内訳】

・個人会費 (一般会費) (2019 (令和元) 年 11 月まで)

修習期	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
67 期以前	18,000 円	12,400 円	2,800 円	33,200 円
68 期	14,500 円	12,400 円	2,800 円	29,700 円
69 期	9,500 円	12,400 円	2,800 円	24,700 円
70・71 期	4,500 円	6,200 円	2,800 円	13,500 円
外国特別	17,500 円	11,950 円	—	29,450 円

・個人会費 (一般会費) (2019 (令和元) 年 12 月以降)

修習期	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
64 期以前	18,000 円	12,400 円	2,800 円	33,200 円
65～67 期	16,000 円	12,400 円	2,800 円	31,200 円

68 期	12,500 円	12,400 円	2,800 円	29,700 円
69 期	7,500 円	12,400 円	2,800 円	24,700 円
70 期	2,500 円	12,400 円	2,800 円	17,700 円
71 期	2,500 円	6,200 円	2,800 円	11,500 円
外国特別	17,500 円	11,950 円	—	29,450 円

・法人会費

社員数	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
1 人	9,500 円	2,480 円	560 円	12,540 円
2～10 人	9,500 円	6,200 円	1,400 円	17,100 円
11 人以上	18,000 円	12,400 円	2,800 円	33,200 円

【表 3 新人入会会員数】

2019 (令和元) 年度 72 期	2018 (平成 30) 年度 71 期	2017 (平成 29) 年度 70 期	2016 (平成 28) 年度 69 期
229 (一斉登録 166)	258 (一斉登録 188)	301 (一斉登録 208)	340 (一斉登録 250)

※ 2016～2018 年は年度末 (3 月末) の数、2019 年は 2 月迄入会予定者込の数

(イ) 弁護士会照会の照会手数料の推移は、表 4 記載の通りである。大手都市銀行の全店照会が可能となったことに伴い、手数料収入は増加してきたが、民事執行法改正後は、その分減少し 2015 (平成 27) 年度の 1 億 8600 万円程度になることが予想される。

【表 4 照会請求手数料の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
2 億 1000 万円	2 億 3100 万円	2 億 0100 万円

(ウ) 事業活動収入の推移は、表 5 記載の通りである。

この間の増加は、主に会費収入の増加によるものである。

【表 5 事業活動収入の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
19 億 9900 万円	19 億 6900 万円	18 億 4000 万円

イ 事業活動支出

(ア) 委員会等支出の推移は表 6 記載の通りである。2016 (平成 28) 年度から 2017 (平成 29) 年度への増加は、主として綱紀懲戒の調査員の費用が発生したことにより、2017 (平成 29) 年度から 2018 (平成 30) 年度への減少は、主として若手弁護士支援委員会、国際委員会等の事業活動経費削減によるものである。

管理費のうち人件費等の推移は表 7 記載の通りである。

この数字は、役員報酬支出、嘱託弁護士給料支出、職員の給料手当、退職給付支出、法定福利費、福利厚生費等の合計額である。なお、正規職員の基本給は毎年 1000 万円くらい増加する見込みである。2017 (平成 29) 年度から 2018 (平成 30) 年度への減少は、2017 年度は 4000 万円あった退職給付が発生しなかったことによるので、それ以外の人件費は 2000 万円増加していることになる。

職員の数については、表 8 記載の通り、毎年徐々に増加している。このうち、嘱託職員、パートの一部、派遣職員については、事務局の仕事量に応じた減員が可能である。

また、表 8 の職員の数は、給料が収支計算書の管理費中から支出されている職員のみで、図書館、援助センター、法律相談センター勤務等職員を含めると、現在の当会職員数は正職員 79 名、派遣・嘱託・アルバイト 56 名の合計 135 名となる。

【表 6 委員会等支出の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
1 億 4300 万円	1 億 4800 万円	1 億 0700 万円

【表 7 管理費のうち人件費等の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
8 億 7100 万円	8 億 9100 万円	8 億 5500 万円

【表 8 職員の数】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
正職員 71	正職員 71	正職員 69
嘱託職員 6	嘱託職員 6	嘱託職員 5
パート 4	パート 3	パート 5
派遣職員 20	派遣職員 19	派遣職員 15
合計 101	合計 99	合計 94

(イ) 管理費総額については、表 9 記載の通り、年々増加していたが、2018 (平成 30) 年度は経費削減の努力等により減少となった。

【表 9 管理費総額の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
10 億 2100 万円	10 億 5200 万円	10 億 0300 万円

(ウ) (a) 他会計繰出金支出の推移は、表 10 記載の通りである。

この金額は、会館特別会計繰出金、人権救済基金特別会計繰出金、公設事務所運営特別会計繰出金の合計額である。法律相談事業等特別会計繰出金については、その金額の多くについて、年度末に繰入が行われることから計算に入れていない。

2016 (平成 28) 年度には、別途災害基金特別会計繰出金 2 億円があり、同会計からは、最近多発する災害への援助金が出費されている。

(b) 2016 (平成 28) 年度から 2017 (平成 29) 年度への増加は、主として会館特別会計繰出金の有無による。

2010 (平成 22) 年度、一般会計健全化のための特別措置に関する会規が制定され、同会規に基づき 2011 (平成 23) 年度から 6 年の間、会館特別会計の維持管理会計 (以下「維持管理会計」という。) でその年度必要となる資金について、一般会計からの繰入を停止し、会館特別会計の修繕積立金会計 (以下「修繕積立金会計」という。) からの繰入で補っていたが、2017 (平成 29) 年度に、一般会計からの繰入再開と修繕積立金会計からの繰入中止を行った。

なお、2017 (平成 29) 年 12 月 11 日の臨時総会において、一般会計から維持管理会計への繰入金額の決定方法については、会員数に基づく方法から前年度決算における維持管理会計の実際の必要額 (収支計算書の収入から他会計からの繰入金収入を控除した金額と支出との差額) とする方法に変更されており、2018 (平成 30) 年度はこれに従い 1 億 7537 万 5775 円を繰り入れている。

【表 10 他会計繰出金支出の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
3 億 7100 万円	3 億 7000 万円	1 億 8200 万円

(エ) 事業活動支出の推移は、表 11 記載の通りである。

2016 (平成 28) 年度から 2017 (平成 29) 年度への増加は、主として、綱紀懲戒の調査員制度の導入、管理費の増加等による。

2018 (平成 30) 年度は、経費削減の努力等により減少しているが、2016 (平成 28) 年度に較べるとまだ多い。

【表 11 事業活動支出の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
19 億 5900 万円	19 億 9000 万円	18 億 5100 万円

ウ 事業活動収支差額、すなわち、事業活動収入と事業活動支出の差額は、表 12 記載の通りである。

【表 12 事業活動収支差額の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度
+3969 万円	▲2165 万円	▲1167 万円

エ 投資活動収支

(ア) (a) 退職給付引当資産の推移は、表 13 記載の通りである。

【表 13 退職給付引当資産の推移】

2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度
前期末累積額 2 億 0088 万円	前期末累積額 3 億 1334 万円
積立額 1 億 1246 万円	積立予定額 2644 万円
取崩額 0 万円	積立後累積額 3 億 3978 万円

(b) 職員の退職金については、2016 (平成 28) 年度から前年度期末要支給額 (前年度期末に全正職員が退職した際に支払いが必要となる退職金の金額) を貸借対照表の負債の部に退職給付引当金として計上することとされている。2018 (平成 30) 年度期末の退職給付引当金の金額は、6 億 7999 万 8328 円である。

一方、それに対する退職給付引当資産の具体的な積立基準は、従前定められていなかったが、2018 (平成 30) 年 2 月 21 日の臨時常議員会において、東京弁護士会会計規則第 35 条 (2) アが改正され、原則として前年度期末に正職員全員が退職した場合に支払いが必要となる退職金の金額の 50 パーセントの金額と退職給付引当資産残高の差額を積み立てることとなった。

2018 (平成 30) 年度期末退職給付引当資産残高は 3 億 1334 万 9306 円であり、上記 2018 (平成 30) 年度末退職給付引当金 6 億 7999 万 8328 円の 50% となる 3 億 3999 万 9164 円まで積み立てるための差額は 2664 万 9858 円である。

2019 (令和元) 年予算での積立額は 2644 万 7697 円を予定しており、20 万円程度不足することになるが、職員貸付金の同年度返済金で補うことにより達成する予定である。

(イ) (a) 事業準備等積立資産の推移は、表 14 記載の通りである。

2017 (平成 29) 年度期末の事業準備等積立資産の累積額は 2 億 8803 万円であり、2018 (平成 30) 年度の積立額は 8300 万円である。

一方、2018 (平成 30) 年度予算における取崩予定額は、2 億 2150 万 7000 円であったが、実際の取崩額は 1 億 7075 万 3400 円にとどまった。

これは、2018 (平成 30) 年度中に、基幹システムのサーバ交換と、基本 OS 更新に伴う事務局全職員パソコン後継機購入を予定していたものの、パソコン仕様準備に時間がかかり購入年度がずれ込んだためである。その分は、2019 (令和元) 年度において取崩予定となっている。

【表 14 事業準備等積立資産 (主として OA 関連の固定資産取得支出のため積立)】

2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度
前期末累積額 2 億 8803 万円	前期末累積額 2 億 0028 万円
積立額 8300 万円	積立額 8000 万円
取崩額 1 億 7075 万円	取崩予定額 6950 万円
期末累積額 2 億 0028 万円	期末予定累積額 2 億 1078 万円

(b) 投資活動収入のほとんどを占める特定資産取崩収入は、積立を取り崩して一般

会計に戻すものであり、投資活動支出のうち、特定資産取得支出は、一般会計から特定資産に積み立てることを意味するもので、単なる資金の移動である。また固定資産取得支出のうち、ソフトウェアの取得支出のほとんどは、事業準備等積立資産の取り崩しを原資としている。

これらの点からすると、投資活動収支自体については、現状大きな問題はないものと考えられる。一方、特定資産の積立については、特に今後のＯＡ関係の積立の金額について、現状で毎年予定している金額が本当に今後にも必要か、逆に不足していないか、専門家の手を借りて慎重に検討する必要がある。

オ 当期収支差額

当期収入と当期支出の差額の推移は、表 15 記載の通りである。

【表 15 当期収支差額の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度	2015 (平成 27) 年度
▲1 億 5800 万円	▲3 億 0700 万円	▲9800 万円	+1 億 5700 万円

カ 次期繰越差額の推移は、表 16 記載の通りである。

【表 16 次期繰込収支差額の推移】

2018 (平成 30) 年度	2017 (平成 29) 年度	2016 (平成 28) 年度	2015 (平成 27) 年度
10 億 0700 万円	11 億 6500 万円	14 億 7300 万円	15 億 7200 万円

(3) 東弁財務の課題

ア 東弁財務運営の現状－財政破綻の懸念の現実化－

昨年度の当項目では、東弁が現状の財務運営を継続した場合、今後の当期収支差額はおよそマイナス 1 億 5000 万円で推移し、その結果、2017 (平成 29) 年度末に 11 億 6500 万円存在した次期繰込金は、7～8 年で 0 円となり、会費の値上げまたは事業活動支出を抑制する政策の実施が必須となるであろうということをこの欄の結論とした。

2018 (平成 30) 年度に作られた東弁の財務シミュレーションでは、より具体的に、東弁が現状の財務運営を継続した場合、2026 (令和 8) 年には次期繰越金が枯渇すること、枯渇の原因は、事業と人件費を除く管理費がそれぞれ毎年平均して 4% ずつ増加しているためであることが明らかにされた。

イ 2019 (令和元) 年度生じた新たな問題－会員流出の懸念の現実化－

一方、2018 (平成 30) 年度、第一東京弁護士会（以下、「一弁」という。）と第二東京弁護士会（以下、「二弁」という。）は、従前東弁と同額であった会費を全会員について月額 2000 円減額する決議を行い、2019 (平成 31) 年 4 月から実施した。

東弁・一弁・二弁の個人会員数比率は、従前東弁会費のみ他の二会より低額であった時代はおよそ 2 対 1 対 1 の割合で推移していたが、一弁・二弁が会費を東弁と同額に引き下げた後は同二会の会員数比率があがり、現在はおおよそ 8 対 5 対 5 の割合となっている。

このことから、当会会費のみが高くなった状態を放置すれば、今後、新人新入会員・当

会既登録会員が他の２会へ流出していく危険性があると言われてきたが、本年度の東弁新入新人会員数が激減した事実を鑑みると(前述(2)ア(ア))、その懸念は現実化しつつあると言え、新入新人会員のみならず、全会員について早急に会費を引き下げる必要が生じていると考えられる。

ウ 財政改革ワーキンググループの設立とその目的・具体的活動内容

一方で、2018(平成30)年度に作成された財務シミュレーションでは、今後会員数が減少しないことを前提とするものの、事業費と人件費を除く管理費の増加率をそれぞれ1%に留めることができれば、財政は破綻せず、加えて、新入会員から65期会員までの範囲に対象が限られるものの、毎月2000円会費減額が可能であることも明らかにされた。

そこで、財務破綻の懸念と会員流出の懸念という現在の2つの課題を同時に解決すべく、財政改革実現ワーキンググループが組織された。

同ワーキンググループは、65期以降会員の月額2000円会費減額を財政破綻の恐れなく継続して実施することと、5年後に月額2000円会費減額する対象を64期以前の全会員にまで拡大することの実現を目的としており、より具体的には、①2019(令和元)年度から5年間、65期以降会員の会費を月額2000円減額するために必要となる原資(毎年約5400万円)を捻出するため、事業費と人件費を除く管理費の増加率を継続して1%に抑えること、②2024(令和6)年度以降64期以前会員全員の会費を月額2000円減額するために必要となる原資(毎年約1億5000万円)を捻出するため、上記以外の会計等(法律相談会計・OA費・人件費・公設会計等)から1億5000万円に達するまでの支出を毎年削減することを活動内容としている。

2019(令和元)年度、財政改革実現ワーキンググループの設立を受け、65期以降の会員の会費が同年12月より毎月2000円減額された(但し同ワーキンググループの目的が達成されるか不明なため5年間の期間限定付)。

エ 本年度執行部・ワーキンググループの活動結果と今後の課題

2019(令和元)年度執行部は、財政ワーキンググループの活動と提言を受け、多くの反対意見が出るなか、運動会を初めとする各種事業の廃止・縮小、総会資料のWEB掲載やリブラ送付取り止め(希望者対象)による郵送費・印刷費削減、常議員会・各種委員会資料のペーパーレス化の徹底等の施策に取り組み、事業費・管理費支出を大きく削減することに成功した。

しかし、事業費及び人件費を除く管理費は、今後も放置しておけば毎年一定割合で増加してしまうことが予想される一方、シミュレーションが前提としていた新入会員数は実現されておらず、今後必要性を再検討して復活する事業も出てくる可能性があり、来年度以降の執行部は、会員数減少による収入減少を補えるだけの新たな削減対象項目を探しだすのに苦労することが予想される。

法律相談会計については、ワーキンググループより赤字の生じない範囲での運営が提言され、2019(令和元)年度は、相談需要に較べて施設規模が大きすぎ、賃料等の維持費負担により構造的赤字を出していた蒲田相談センター、新宿相談センターについて、小さな施設への縮小移転が決定・実施され、蒲田で年間1000万円、新宿で年間770万円程度の維

持費負担額減額に成功した。

今後は、同じく相談需要に較べ施設維持費用が過大で構造的な赤字を出しており、廃止または東弁の撤退が適切と考えられる北千住、八王子、町田の各相談センターについて、北千住については廃止検討を進め、八王子、町田については多摩支部会員からの維持要望にも配慮して、廃止・縮小移転のほか、センターに替わる地域需要対応策（箱ものを要しない会員事務所待機型法律相談等）の拡充等を同時に検討する必要がある。

〇A費については、現在、毎年保守・セキュリティ維持のため約2500万円管理費がかかっているが、2019(令和元)年度執行部は、そのうち保守契約に内包されるソフトウェア改修費の必要性を詳細に検討し削減を図り、従前に較べ360万円減額した保守契約を締結することに成功した。

今後は年間平均約1800万円かかっているソフトウェア改修費、また5年に一度必要となる〇A設備大規模改修に備えて毎年8000万円ずつ積立・増額する予定の事業準備積立金について、無駄を省いた最低限の金額を専門家に依頼して正確に算定したうえで余剰分の削減を図るべきである。

人件費については、2018(平成30)年度の総合計が8億8194万円で、東弁総費用の32.5%を占めており、もっとも削減が必要とされる分野であることは明らかである。

2019(令和元)年度、ワーキンググループは、過剰な派遣職員について削減の可能性を検討したものの800万円から1000万円程度の削減にしかならず、また、委員会議事録作成・資料印刷・イベント研修立合い等の業務をなくす等して残業代を削減することを検討したものの1200万円程度の削減にしかならないことが判明した。

今後は上記の過剰な派遣職員の削減・過剰な業務の廃止の実現による人件費削減に加えて、東弁の業務範囲自体の見直し、東弁正職員の賃金制度の見直し（考課基準・昇給ルール・各種手当等給与制度の見直し、賞与水準の見直し、退職金のポイント制への移行等）等抜本的な改革を検討していく必要があると考えられる。

公設事務所会計については、現在4つある公設事務所はそれぞれが特色ある独自の有意義な事業活動を行っており、また、2018(平成30)年度までに行われた改革により、従前の東弁に対する借入金が雪だるま式に膨れ上がり続ける体質は改善されている。

もっとも、それでも毎年東弁が共益費、家賃等6800万円を負担していかなければ事務所を維持できない現在の状態が、これから改善していくことは見込めず、今後は、非常に重要であるにもかかわらず東弁が実施しなければ存在しえない事業（例えば東京パブリック法律事務所の国際部門）といえるか否か等、より厳しい判断基準を適用して、事業の統合・縮小を検討していくべきである。

収支計算書の内訳

1. 事業活動収支の部

(1) 事業活動収入について

- 会費収入
- 照会請求手数料

(2) 事業活動支出について

- 委員会等支出
- 研修費
- 広報費
- 管理費

給料手当支出・退職給付支出・法定福利費・福利厚生費・印刷費・通信費

- 他会計繰出金支出

会館特別会計繰出金・人権救済基金特別会計繰出金・公設事務所運営基金特別会計繰出金

(3) 事業活動収支差額

2. 投資活動収支の部

(1) 投資活動収入

- 特定資産取崩収入
 - ① 退職給付引当資産
 - ② 事業準備等積立資産

(2) 投資活動支出

- 特定資産取得支出
 - ① 退職給付引当資産
 - ② 事業準備等積立資産
- 固定資産取得支出

(3) 投資活動収支差額

3. 総計

- 当期収入合計
- 当期支出合計
- 当期収支差額
- 次期繰込収支差額